

議案第30号

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部を改正する条例を制定することについて

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正  
する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月22日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、下水道事  
業受益者負担金の延滞金の割合の特例を改正するため。

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を  
改正する条例

石岡市八郷地区都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年石岡市条例第158号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め，「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。